

主管課	市民税課	一般会計					
		款		項		目	
		2	総務費	2	徴税費	1	税務総務費

事業の主な内容及び成果

【市民税管理事業】

○租税教育関連事業

市内の児童・生徒を対象にした租税教育を実施し、税に関する知識を深めてもらうことができた。

＜税に関する作文の募集＞

- ・ 応募者数： 954人（中学生：647人、高校生：307人）

＜租税教室＞

税金の必要性、使われ方を学ぶことにより、納税の重要性について意識の向上を図ることができた。

開催期日	会場	人数
		人
平成29年11月21日(火)	原市場小学校	42
平成29年12月5日(火)	加治小学校	101
平成29年12月7日(木)	西川小学校	6
平成30年1月15日(月)	東吾野小学校	3
平成30年1月26日(金)	双柳小学校	78
合計		230

○税務相談の開催

市民を対象とした、無料税務相談を開催し、市民の税に関する疑問や悩みを解決することができた。

＜無料税務相談の実施＞

- ・ 開催回数： 7回
- ・ 相談者数： 34人

○税証明書の交付

課税資料に基づく諸証明書の交付を行うことにより、市民サービスの向上を図ることができた。

- ・ 証明手数料収入額 4,218,100円

主管課	市民税課	一般会計					
		款		項		目	
		2	総務費	2	徴税費	2	賦課徴収費

事業の主な内容及び成果

【市民税賦課事業】

○個人市民税

<納税義務者数の状況>

区 分	納 税 義 務 者		
	普通徴収 ※1	特別徴収 ※2	計
	人	人	人
均等割のみを納める者	1,979	2,127	4,106
均等割と所得割を納める者	10,812	26,712	37,524
合 計	12,791	28,839	41,630

<調定額の状況>

区 分	調 定 額		
	普通徴収 ※1	特別徴収 ※2	計
	円	円	円
均 等 割 額	44,766,000	100,936,500	145,702,500
所 得 割 額	1,040,725,096	3,252,669,722	4,293,394,818
合 計	1,085,491,096	3,353,606,222	4,439,097,318

※1 普通徴収による納付がある納税義務者(併徴者含む)で集計した。

※2 給与特別徴収及び年金特別徴収で納付される納税義務者で集計した。

## 事業の主な内容及び成果

### <所得額及び所得控除額等の概要>

・主な所得の内訳

区 分	納税義務者※	所得額
	人	千円
給 与 所 得	32,518	95,600,093
雑 所 得	10,526	11,721,399
年 金 所 得	9,181	10,713,599
営 業 等 所 得	2,239	4,880,398
不 動 産 所 得	1,988	3,612,889
農 業 所 得	172	37,324

※ 複数の所得区分に該当する者がいるため、総数は実際の納税義務者数とは異なる。

### <課税標準額及び所得割額の内訳>

区 分	総 所 得	山林所得	分 離 長 期 譲 渡 所 得			分 離 短 期 譲 渡 所 得	
			一 般	優良住宅地等	居住用財産	一 般	国・地方公共団体
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
課税標準額	72,338,562	1,035	2,747,265	100,447	81,728	10,604	0
所得割額	4,340,314	62	82,418	2,715	2,033	573	0

区 分	株 式 等 譲 渡 所 得		分離配当	先物取引	合計
	一般株式	上場株式			
	千円	千円	千円	千円	千円
課税標準額	16,037	257,692	18,597	28,828	75,600,795
所得割額	481	7,731	558	865	4,437,750

※ 所得割額は、税額控除前の金額である。

### <所得控除額の内訳>

区 分	雑 損	医療費	社会保険料	小企共済掛金	生命保険料	地震保険料
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
控 除 額	1,663	1,029,895	20,387,435	253,654	1,340,149	72,102

区 分	障害者	寡婦(夫)	勤労学生	配偶者	配偶者特別	扶 養	基 礎
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
控 除 額	581,750	216,020	16,380	3,784,910	256,440	2,788,330	13,709,190

## 事業の主な内容及び成果

### ○法人市民税 申告件数、調定額(号別)

区 分	申告件数	法人税割額	均等割額	計
	件	円	円	円
1号法人	1,575	60,172,500	60,642,400	120,814,900
2号法人	30	11,537,000	2,050,000	13,587,000
3号法人	382	48,084,100	30,442,100	78,526,200
4号法人	43	29,896,800	3,380,000	33,276,800
5号法人	131	23,085,400	8,986,200	32,071,600
6号法人	36	32,391,300	6,800,000	39,191,300
7号法人	232	54,404,000	32,710,600	87,114,600
8号法人	11	33,846,300	9,000,000	42,846,300
9号法人	31	183,138,300	34,295,000	217,433,300
合 計	2,471	476,555,700	188,306,300	664,862,000

### ○軽自動車税

区 分	課税台数	調定額
	台	円
原動機付自転車	5,220	10,912,400
軽自動車及び小型特殊自動車	22,415	164,981,000
二輪小型自動車	1,310	7,860,000
合 計	28,945	183,753,400

### ○市たばこ税

課税標準数量	調定額
83,837,238 本	433,522,796 円

※ 手持品課税分含む。

### ○鉱産税

課税標準額	調定額
123,746,000 円	1,217,100 円

### ○入湯税

課税標準人数	調定額
9,773 人	1,465,950 円